

令和7年度 計算書類の注記（法人全体）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

- ・有形固定資産：定額法により償却を行っている。
- ・リース資産： 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

職員給与規程第30条に基づき、新潟県民間社会福祉施設職員退職手当積立基金に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- (1) 法人全体の計算書類「会計基準省令第一号第一様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第一様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第一様式（第二十七条第四項関係）」
- (2) 事業区分別内訳表「会計基準省令第一号第二様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第二様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第二様式（第二十七条第四項関係）」
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (5) 拠点区分の計算書類「会計基準省令第一号第四様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第四様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第四様式（第二十七条第四項関係）」
- (6) 各拠点におけるサービス区分の内容
 - ① 北区拠点（社会福祉事業）

- 「本部」
- 「通所介護事業」
- 「短期入所事業」
- ② 東区拠点（社会福祉事業）
 - 「特養」
 - 「通所介護事業Ⅱ」
- ③ 北区拠点（公益事業）
 - 「居宅支援事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	128,000,000	0	0	128,000,000
建物	334,082,450	0	12,503,864	321,578,586
合 計	462,082,450	0	12,503,864	449,578,586

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金を取り崩している。

当期取崩額は、3,892,110 円である。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産） 128,000,000 円

建物（基本財産） 321,578,586 円

計 449,578,586 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 （1 年以内返済予定額を含む。） 191,716,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	532,742,500	211,163,914	321,578,586
建物（上記以外）	24,889,667	6,104,199	18,785,468
構築物	1,964,470	1,698,458	266,012
機械・装置	4,290,000	1,838,832	2,451,168
車輛運搬具	9,267,830	7,659,846	1,607,984
器具・備品	43,670,998	36,953,546	6,717,452

有形リース資産	9,015,600	8,947,400	68,200
合 計	625,841,065	274,366,195	351,474,870

10. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高 (単位：円)

	債権金額	貸倒引当金の当期残高	債権の当期末残高
未収入金	68,362,872	0	68,362,872
合 計	68,362,872	0	68,362,872

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他

- ・リース取引に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

有形リース資産：北区拠点の通所介護事業及び短期入所事業における、車両 1 台
及び特殊浴槽 1 台である。

令和7年度 計算書類の注記（北区拠点）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

- ・有形固定資産：定額法により償却を行っている。
- ・リース資産： 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

職員給与規定第30条に基づき、新潟県民間社会福祉施設職員退職手当積立基金に加入している。

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- (1) 法人全体の計算書類「会計基準省令第一号第一様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第一様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第一様式（第二十七条第四項関係）」
- (2) 事業区分別内訳表「会計基準省令第一号第二様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第二様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第二様式（第二十七条第四項関係）」
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (5) 拠点区分の計算書類「会計基準省令第一号第四様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第四様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第四様式（第二十七条第四項関係）」
- (6) 各拠点におけるサービス区分の内容
 - ① 北区拠点（社会福祉事業）
 - 「本部」
 - 「通所介護事業」
 - 「短期入所事業」

② 東区拠点（社会福祉事業）

「特養」

「通所介護事業Ⅱ」

③ 北区拠点（公益事業）

「居宅支援事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	29,700,000	0	0	29,700,000
建物	126,903,650	0	5,950,258	120,953,392
合 計	156,603,650	0	5,950,258	150,653,392

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金を取り崩している。

当期取崩額は、295,000 円である。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産） 29,700,000 円

建物（基本財産） 120,953,392 円

計 150,653,392 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 （1 年以内返済予定額を含む。） 66,501,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	235,236,100	114,282,708	120,953,392
建物（上記以外）	19,409,429	4,404,298	15,005,131
構築物	1,261,470	1,252,458	9,012
機械・装置	2,090,000	940,500	1,149,500
車輛運搬具	7,650,000	6,953,121	696,879
器具・備品	15,941,671	13,044,726	2,896,945
有形リース資産	9,015,600	8,947,400	68,200
合 計	290,604,270	149,825,211	140,779,059

9. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高 (単位：円)

	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収入金	34,069,342	0	34,069,342
合 計	34,069,342	0	34,069,342

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他

- ・リース取引に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

有形リース資産：北区拠点の通所介護事業及び短期入所事業における、車両 1 台及び特殊浴槽 1 台である。

令和7年度 計算書類の注記（東区拠点）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

- ・有形固定資産：定額法により償却を行っている。
- ・リース資産： 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

職員給与規定第30条に基づき、新潟県民間社会福祉施設職員退職手当積立基金に加入している。

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- (1) 法人全体の計算書類「会計基準省令第一号第一様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第一様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第一様式（第二十七条第四項関係）」
- (2) 事業区分別内訳表「会計基準省令第一号第二様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第二様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第二様式（第二十七条第四項関係）」
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (5) 拠点区分の計算書類「会計基準省令第一号第四様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第四様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第四様式（第二十七条第四項関係）」
- (6) 各拠点におけるサービス区分の内容
 - ① 北区拠点（社会福祉事業）
 - 「本部」
 - 「通所介護事業」
 - 「短期入所事業」

② 東区拠点（社会福祉事業）

「特養」

「通所介護事業Ⅱ」

③ 北区拠点（公益事業）

「居宅支援事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	98,000,000	0	0	98,000,000
建物	206,034,526	0	6,498,580	199,535,946
合 計	304,034,526	0	6,498,580	297,535,946

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金を取り崩している。

当期取崩額は、3,597,110 円である。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産） 98,000,000 円

建物（基本財産） 199,535,946 円

計 297,535,946 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 （1 年以内返済予定額を含む。） 124,603,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	295,390,000	95,854,054	199,535,946
建物（上記以外）	5,297,947	1,659,318	3,638,629
構築物	703,000	446,000	257,000
機械・装置	2,200,000	898,332	1,301,668
車輦運搬具	1,617,830	706,725	911,105

器具・備品	27,729,327	23,908,820	3,820,507
合 計	332,938,104	123,473,249	209,464,855

9. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高 (単位：円)

	債権金額	貸倒引当金の当期残高	債権の当期末残高
未収入金	32,779,135	0	32,779,135
合 計	32,779,135	0	32,779,135

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他
該当なし

令和7年度 計算書類の注記（北区拠点公益事業）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

- ・有形固定資産：定額法により償却を行っている。
- ・リース資産： 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

職員給与規定第30条に基づき、新潟県民間社会福祉施設職員退職手当積立基金に加入している。

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- (1) 法人全体の計算書類「会計基準省令第一号第一様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第一様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第一様式（第二十七条第四項関係）」
- (2) 事業区分別内訳表「会計基準省令第一号第二様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第二様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第二様式（第二十七条第四項関係）」
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (5) 拠点区分の計算書類「会計基準省令第一号第四様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第四様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第四様式（第二十七条第四項関係）」
- (6) 各拠点におけるサービス区分の内容
 - ① 北区拠点（社会福祉事業）
 - 「本部」
 - 「通所介護事業」
 - 「短期入所事業」

② 東区拠点（社会福祉事業）

「特養」

「通所介護事業Ⅱ」

③ 北区拠点（公益事業）

「居宅支援事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	300,000	0	0	300,000
建物	1,144,274	0	55,026	1,089,248
合 計	1,444,274	0	55,026	1,389,248

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産） 300,000 円

建物（基本財産） 1,089,248 円

計 1,389,248 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 （1年以内返済予定額を含む。） 612,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	2,116,400	1,027,152	1,089,248
建物（上記以外）	182,291	40,583	141,708
ソフトウェア	354,944	354,944	0
合 計	2,298,691	1,067,735	1,230,956

9. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

（単位：円）

	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収入金	1,514,395	0	1,514,395
合 計	1,514,395	0	1,514,395

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他
該当なし